

浜益の新しい教育施設（保育園一体型義務教育学校）の検討状況について

（１）グラウンド用地に新しい教育施設（校舎・体育館等）を整備する場合

現在のグラウンド（約 8,600 m²）のうち、約半分（約 4,300 m²）は「土砂災害警戒区域」であり、市の方針では新しい公共施設は建てないこととしています。

現在の中学校建物は小グラウンド（約 2,400 m²）を含めて、約 6,500 m²の敷地に建設されており、仮に上のグラウンド用地に同規模の施設整備をする場合、施設の一部が土砂災害警戒区域にかかってしまう可能性があります。

また、新しい施設には、中学校機能に加えて、小学校機能や保育園機能が追加されることを考えれば、さらに手狭になることが考えられます。

なお、厚田学園の学校敷地（グラウンドを除く。）は約 8,800 m²で、土砂災害警戒区域を含むグラウンドの広さとほぼ同じなので、厚田学園と同規模の校舎・体育館等をグラウンド用地に建設することは難しいと考えられます。

（２）現在の中学校敷地を「グラウンド」として整備する場合

現在の中学校敷地は、武道場も含め約 8,200 m²ありますが、南北に長く、グラウンドの形状を考慮すると、グラウンド用地として使用できるのは、そのうち約 4,400 m²程度と考えられます。

中学校の屋外運動場の設置基準（3,600 m²）はクリアできますが、土地の形状から 100m 走路の確保は難しいと思われます。

※公認陸上競技場の 400mトラックの面積は約 10,500 m²

グラウンド整備を進めるために、既存の中学校建物をすべて取り壊す必要があることから、その間の仮設校舎の建設場所の確保が課題となります。

また、既存の中学校建物の解体費や仮設校舎の建設費など、既存の建物を有効活用する場合には発生しない経費が必要となります。

限られた用地を最大限有効に活用するとともに、浜益の園児、児童及び生徒数の規模を考慮すると、校舎前に小グラウンドを配置している、現在の浜益中学校の建物配置や土地利用を基本とすることが効果的であると考えられます。

(3) 現有建物の状況

(浜益中学校既存建物)

区 分	面 積	建 築 年	経 過 年 数	構 造
校舎棟	1,443 m ²	1979 (S54) 築	42 年	R C 造
音楽室・美術室棟	340 m ²	1993 (H05) 築	28 年	R C 造
体育館	500 m ²	2013 (H25) 築	8 年	R C 造
武道場	345 m ²	1983 (S58) 築	38 年	S 造
物置	66 m ²	1993 (H05) 築	28 年	木造

現在の校舎棟は、築後 42 年が経過し、内装や建具等の劣化が進んでいます。義務教育学校の開設に併せ、必要な改修・改造を行うことで、快適な学習環境を整備することも可能であると考えます。

体育館は、まだ築後 8 年しか経過しておらず、現有建物の中では最も新しい建物です。また、音楽室・美術室棟は、築後 28 年経過していますが、適切な補修を行うことで今後も十分活用が可能な建物であると考えます。

武道場については、常時使用しておらず、一部物置や防災備蓄品の保管場所として利用していますが、既存の中学校敷地を有効利用するためには、解体除去することが望ましいと考えられます。

また、1997 (H9) 年の国道切替え工事により、国道法面が中学校側に迫ったことから、現在の武道場敷地の一部は北海道建築基準法施行条例（いわゆる「がけ地条例」）の制限区域に入っていると推測され、精密な測量調査が必要となっています。

浜益の新しい教育施設は、0 歳から 15 歳まで幅広い年齢層の子どもたちが利用する施設であることから、建物基準等を詳しく確認し、基準に合わない既存建物はそれを解消するための改造を施す必要があります。

(4) その他、施設整備と併せて検討を要すること

現在も浜益中学校では、限られた学校敷地の中でスクールバスの旋回に苦慮しているところですが、今後、小学校機能や保育園機能を持つ新しい校舎棟が建設され、敷地の余裕スペースがさらに狭くなること、保育園保護者による送迎が加わることなどを考慮した整備が必要となります。

(5) 現在の検討状況について

以上のことを踏まえ、浜益の新しい教育施設（保育園一体型義務教育学校）の整備にあたっては、既存の浜益中学校建物の有効活用を基本として、次の事項を考慮して検討を進めることとします。

- ① 常時使用していない「武道場」敷地も含め、既存中学校建物周辺スペースに、小学校機能と保育園機能を兼ね備えた「新校舎棟」を建設します。
- ② 新校舎棟の建設場所の選定（決定）に当たっては、「がけ地条例」の敷地制限を確認するため測量調査を実施する必要があります。
- ③ 既存の校舎棟、音楽室・美術室棟及び体育館は必要な改修・改造を行い、学習環境の向上に努めます。
- ④ 子どもたちのスクールバス乗降時の安全確保、保育園保護者による送迎との錯綜を回避するため、スクールバスの小型化、乗降・送迎スペースの確保等の方策を併せて検討します。